

## 相活士月刊メールマガジン2月号 ～ VOL.39～

相活士事務局です。第39回目のメールマガジンです。最後までご一読ください。  
なお、相活士の皆さまには週に2回、ご登録いただいているメールアドレス宛に  
遺言相続ドットコムに掲載記事を送付しております（原則火曜日と金曜日）。  
そちらもぜひご一読ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

<目次>

1. 死亡保険金受取人が亡くなったら、すぐに名義変更を！
2. 遺言相続ドットコム最新更新内容『再婚と相続（その②）』
3. メディア掲載情報
4. 更新を迎える方へ
5. 相活士行動理念

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1. 死亡保険金受取人が亡くなったら、すぐに名義変更を！

契約者、被保険者より先に死亡保険金受取人（以下「受取人」とします）が先に亡くなる  
ことも当然にありえます。亡くなった受取人の名義を速やかに変更せずに  
そのままにしておくと、思ってもいない事態に陥ってしまう事例をご紹介します。  
皆さまもご加入の生命保険の名義がどうなっているのか、改めてチェックいただければと  
思いますし、今後名義変更の必要が生じた際はスムーズに手続きをするよう心掛けて  
いただきたいと思います。

<家族構成、経緯等>

- Aさん（男性）が先月死去。妻とは離婚しており、2人の子どもと同居していた。
- Aさんの父親は昨年他界、母親はご存命。兄が一人いたが、その兄も5年前に他界。  
兄には2人の子どもがいる。
- Aさんは死亡保険金3,000万円の生命保険に加入していた。  
受取人は独身のときに加入したため父親にしていたが、その父親が昨年他界したにも  
関わらず、名義を子どもに変更することなく、Aさんも先月死去した。

さて、このようなケースで3,000万円の保険金は誰が受け取ることになるのでしょうか？  
まずは、その保険会社の「約款」に従うことになります。約款とは、一言でいえば、  
保険会社と契約者との間の契約上のルールですね。

保険会社ごと、あるいは保険商品ごとに定められていますが、被保険者が亡くなった際には、受取人が保険金の請求を行う訳ですが、事例のように受取人がすでに亡くなっていた場合のルールもその約款に定められていることが一般的です。

約款上、「受取人の法定相続人が受け取る」と定められていることがほとんどです。

(保険法 46 条にも、“受取人の法定相続人が受け取る”となっていますが、約款に定められている場合は、約款 (= 契約) が優先されます。)

では、事例で見てみましょう。

受取人 (父親) の法定相続人は誰かという、配偶者 (母親) と A さんの兄と A さんです。しかし、A さんの兄は父親よりも先、5 年前に他界しているため、代襲相続で兄の 2 人の子どもが法定相続人になります。一方、A さんも法定相続人ですが先月他界していますが、このケースでは、代襲相続とはならないため、A さんの 2 人の子どもは残念ながら法定相続人ではない、つまり受取人になることはできません。

結局、保険金を受け取ることができるのは、A さんから見ると母親と甥姪 (兄の子ども) 2 人の 3 人になります。※ちなみにこの 3 人でどのような割合で受け取るかですが、これは“法定相続分”ではなく、“均等”に受け取る、と民法 427 条に定められています。今回の事例だと母親、甥姪 2 人で 1,000 万円ずつ受け取ります。

どう思われましたか？

A さんの生命保険なのに、受取人の名義変更をしていなかったばかりに、A さんの子ども 2 人は一切受け取ることができず、母親はともかく、甥姪まで受け取る権利が及んだのです。

さらに付け加えると、A さんの相続にあたって、法定相続人は A さんの子ども 2 人となりますが、死亡保険金の非課税枠 (500 万円×法定相続人) はあくまで法定相続人 (= A さんの子ども) が受け取ることにより適用されますが、今回の事例だと A さんの子どもは受け取ることができませんので、非課税枠は適用されません。

かつ、A さんの遺産が相続税の基礎控除 (3,000 万円+600 万円×法定相続人) 以上であれば相続税が課せられることとなりますが、

法定相続人以外の方が相続税を納税する場合、2 割加算となりますよね。

つまり、法定相続人ではない母親、甥姪は、受け取った死亡保険金について、相続税が課せられることになった場合、2 割増しで相続税を納税することになります。誰にとってもあまり良い結果とは言えないですね…

このように受取人を誰にしておくかということはとても大事なことです。

今回の事例以外にも、契約者・被保険者が夫、受取人が妻で、その夫婦間に子どもがいないケースも同様に思いもよらぬ結果になりかねません。受取人である妻が先に亡くなり、

名義を変更しないまま保険事由が発生（＝夫が死亡）すると、子どもがいないとなると、妻の法定相続人は妻の両親や兄弟姉妹ということになります。夫から見れば、自分の両親や兄弟姉妹ではなく、妻側つまり義理の両親、兄弟姉妹に保険金が行ってしまうことになるのです。

大切な生命保険ですから、思いもよらぬ結果になってしまわぬよう、定期的にチェックならびにメンテナンスをしておきたいものですね。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 2. 遺言相続ドットコム最新更新内容

『第37回 再婚と相続（その②）』（熊本弁護士）

「再婚と相続」をテーマに、以下のCASEを見てみましょう。

### <CASE>

A男はB子と結婚し、子Cが誕生した。その後、A男は離婚し、D子と再婚した。D子には連れ子E・Fがいる。A男は、自身に相続が発生した場合、D子の連れ子であるE・Fに財産を相続させたいと考えている。

再婚相手の連れ子に財産を渡す方法は？

今回のCASEにおいて、A男が再婚相手D子の連れ子であるE・Fに対して財産を相続させたい場合、どのような方法が考えられるでしょうか。

まず、前提として、Aが死亡した場合に相続人が誰になるのか（推定相続人が誰か）について、CASE①と同様に整理してみます。

前妻との間の子Cと再婚相手のD子は相続人になりますね。しかし、E・Fは再婚相手D子の連れ子であり、A男の子ではないため相続人にはなりません。被相続人の子は相続人になりますが、ここで言う「子」とは、実の子である「実子」と法律上の子である「養子」を意味するところ、E・FはA男の実子でも養子でもないからです。

そこで、A男としては、E・Fと養子縁組を行い、E・Fを「養子」にすることで、自身の財産を相続させることが考えられます。

養子縁組の方法は？

養子縁組を行うには、被相続人と養子となる者の両者の合意のもと、養子縁組

届を役所に提出する必要があります。もっとも、養子となる者が15歳未満の場合は、法定代理人が代わりに養子縁組の承諾をすることが可能です（民法797条1項）。そのため、E・Fが15歳未満の場合には、親権者（法定代理人）であるD子の同意があれば養子縁組を行うことが可能となります。

#### （十五歳未満の者を養子とする縁組）

第七百九十七条 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。

仮にE・Fが15歳以上の場合には、E・Fが養子になろうとする意思を有していることが必要です。また、これに加え、D子の同意を得ることも必要になります。なぜなら、配偶者のいる者が養子縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならないとされているからです（民法796条）。

#### （配偶者のある者の縁組）

第七百九十六条 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

上記の養子縁組は、当事者の合意があれば自由にできる「普通養子縁組」です。普通養子縁組はあくまでも戸籍上の親子関係であり、実の親との親子関係には影響を与えません。そのため、再婚相手の連れ子と普通養子縁組をしたとしても、連れ子は実の親から相続を受けることもできます。

再婚相手の連れ子と養子縁組を行う場合は、「普通養子縁組」を行うことが一般的ですが、養子縁組には、実の親との関係を断ち切る「特別養子縁組」もあります。この場合、養子は、関係が断ち切られた実の親から相続を受けることはできなくなります。

#### 遺贈、死因贈与、生前贈与とは？

その他の方法としては、遺贈、死因贈与、生前贈与などを行うことが考えられます。

「遺贈」とは、生前に被相続人が財産を渡す相手を「遺言」によって指定し、被相続人の「死亡」によって財産の権利移転が行われる場合を言います。



名刺の記載に間違いがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。  
入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺 100 枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなく  
コンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238 もしくは [info@sokatsu.jp](mailto:info@sokatsu.jp))にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 5. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを  
使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨し  
ます。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール [info@sokatsu.jp](mailto:info@sokatsu.jp)

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆